

平成24年度 市民税・県民税

申告相談

～早めの準備で安心・確実～

2月8日(水)から3月15日(木)まで

平成24年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として申告書の提出が必要です。申告は、市・県民税の算定だけでなく、所得証明書や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などの資料となる大変重要な手続きです。

2月8日(水)以降、地域別に申告相談を行いますので、お早めの準備をお願いします。

※所得の申告がないと、国保税などの軽減が受けられない場合があります。

市税の納付は口座振替が便利です

- 申告に関するお問い合わせは
税務課 ☎22-1313
- e-Tax・雑損控除の詳細は
・大河原税務署個人課税部門
☎0224-52-2202
- ・国税庁ホームページURL
<http://www.nta.go.jp>

申告が必要な方

- 次の①～⑤に該当する方が対象になります。昨年中に収入がなかった方や障害者遺族年金のみの方などは、申告会場での受付は不要ですが、同封の「簡易申告書」を提出してください(郵送可)。
- 1 農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方
 - 2 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方
 - 3 給与所得以外に公的年金(国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得があった方
 - 4 給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
 - 5 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方
- ※税務署に確定申告書を提出する方や、本市に給与支払報告書の提出があった方、収入が公的年金のみで一定額以下の方(平成24年1月1日現在65歳以上は155万円、65歳未満は105万円以下の方)などは申告は不要です。

申告に必要な物

- 次の①～⑤を準備して、会場にお越しください。農業・事業・不動産所得の計算書が必要な方は、各地区公民館と税務課窓口にて備えてあります。
- 1 所得状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できる物

所得税の確定申告は、平成23年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。源泉徴収や予定納税で納め過ぎになっている方や、給与所得の方で医療費控除を受ける方、年の途中で退職し年末調整を受けなかった方などは、確定申告を行わないと納め過ぎた税金が還付されません。還付申告を行う方は、1月4日(水)以降、税務署で受け付けていますので、お早めに申告をしてください。

所得税の確定申告は申告納税制度の趣旨から、確定申告書の「自書申告」を推進しています。1月末から税務課窓口にて申告書を用意しますので、ご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書を作成することができます。

東日本大震災により被害を受けた方へ

震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税や住民税の軽減を受けられる場合があります。雑損控除などの相談は税務署で行っていますので、お早めにお問い合わせください。また、国税庁ホームページの「損失額計算システム」で損失額が計算ができます。

申告相談の日程と会場

相談日	曜日	自治会名		相談会場	
		午前	午後		
2月	8日	水	上戸沢、下戸沢、赤井畑、冷清水	大熊、東、塩倉、中北、猿鼻	小原公民館
	9日	木	新町、赤坂、湯元、明戸、小久保平	機材の移動のため受付できません	
	10日	金	越河1区、2区、3区	越河9区、10区	越河公民館
	13日	月	越河4区、5区、6区	越河7区、8区	
	14日	火	斎川1区、2区、3区	斎川4-1区、4-2区、5区、6区	斎川公民館
	15日	水	斎川7-1区、7-2区、8区	機材の移動のため受付できません	
	16日	木	白川1区、7区	白川2区、4区	白川公民館
	17日	金	白川3区、5区、6区	機材の移動のため受付できません	
	20日	月	大鷹沢3区、4区、6区	大鷹沢1区、2区	大鷹沢公民館
	21日	火	大鷹沢9区、10区、11区、12区	大鷹沢5区、7区、8区、田中	
	22日	水	機材の移動と保守点検のため、午前・午後とも受付できません		
	23日	木	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	
	24日	金	大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区	
	27日	月	西区上、西区下、鎌先	南区、東区	
	28日	火	北区、三住、弥治郎	上原、下原、山ノ下	
29日	水	八宮、芹沢、蔵王、大網	山根、不忘、川原子	白石市役所 4階 大会議室	
3月	1日	木	滝上、尾篭、岩ノ上	滝下	※庁舎正面駐車場の混雑が予想されますので、城下広場駐車場をご利用ください。
	2日	金	沖	南町	
	5日	月	田町、本町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡	
	6日	火	西益岡、寿町、清水小路	柳町	
	7日	水	本郷第二、本郷第四、郡山	本郷第三	
	8日	木	本郷第一、亘理町	旭町	
	9日	金	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉	
	12日	月	緑が丘、中町、長町	寿山	
	13日	火	上記日程で申告できなかった方		
	14日	水	※例年、大変込み合いますので、お時間に余裕を持ってお越しください。		
	15日	木			

■午前の部 9:00～12:00 ※7:30～受付

■午後の部 市役所：13:00～17:00 各公民館：13:00～15:30

■夜間の部(3月2日・8日のみ) 18:30～19:30 ※18:00～受付

【申告にお越しの際は、下記の点をご了承ください】

- 1 相談時の待ち時間をできるだけ短くするため、所得の種類により、受付窓口が「①給与・年金のみの所得の方」「②給与・年金以外に所得のある方」の2つに分かれます。
- 2 午前中に受付を済ませた方でも、受付人数などの状況により午後からの相談となる場合があります。
- 3 地区公民館での申告日(2月8日～21日)は担当職員が移動しますので、市役所では受付ができません。
- 4 酪農や肉用牛の申告を行う方は相談に時間がかかりますので、夜間の部のお越しはご遠慮ください。

所得税の申告は「e-Tax」が便利でおトクです!

e-Tax(電子申告)を利用して所得税の申告をすると、次の①～③などにより便利でおトクです。

①平成23年分の所得税の確定申告書を、本人の電子署名と電子証明書を付けて期限内に送信すると、**最高4,000円の税額控除**を受けることができます。

※平成19年分から平成22年分までの確定申告で、e-Taxの控除を受けた方を除きます。

②通常の申告では医療費の領収書などの提出が必要ですが、電子申告では、書類の記載内容を入力することにより、その書類が提出不要となります(ただし、3年間保存必要)。

③e-Taxを利用した還付申告は、通常の申告より早く処理されます。通常の申告は還付まで約2カ月かかりますが、e-Taxの場合は約3週間に短縮されます。

平成24年度から実施される 住民税の主な改正

■扶養控除等の改正

- 1 16歳未満の扶養控除が廃止されます。
- 2 年齢16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。
- 3 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が53万円に引き上げられます。

■寄附金税額控除

- 1 平成23年中の寄附からは、寄附した金額から2,000円を引いた金額が寄附金控除の対象となります。
- 2 日本赤十字社や中央共同募金会に東日本大震災の義援金として寄附した場合も、ふるさと納税として特例控除額を受けることができます。

申告に関する詳細は、今月号に同封の「平成24年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。